

知って得する!

法律コラム

裁判所にも「管轄」ってあるんですか!?



弁護士 根来真一郎

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。（2024年1月1日現在）

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋むすびビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトをご覧ください。

よつば総合法律事務所の弁護士の根来(ねごろ)です。今回は、裁判所にも管轄があるというお話をさせていただきます。

1 管轄とは

日本においては、最高裁判所・高等裁判所(本庁・支部)・地方裁判所(本庁・支部)・簡易裁判所・家庭裁判所(本庁・支部・出張所)等の多数の種類の裁判所が設置されています。いずれの裁判所が裁判を行うのかという、裁判権の分掌を定めるのが管轄です。管轄については、民事訴訟法において様々な管轄の制度が定められています。そこで、実務でよく使う管轄を取り上げてみたいと思います。

2 審級管轄

日本では三審制が導入されており、第一審・第二審・第三審をどの裁判所が担当するかに関する管轄です。

第一審は簡易裁判所又は地方裁判所、第二審は地方裁判所又は高等裁判所、第三審は高等裁判所又は最高裁判所が担当することとなります。審級管轄は、裁判所の機能に着目した管轄(職分管轄)の一種です。

3 事物管轄(じぶつかんかつ)

第一審を担当する簡易裁判所と地方裁判所との間で、どちらの裁判所が担当するかに関する管轄です。

請求する金額(訴訟物の価額)が140万円を超えない事件は簡易裁判所が、それ以外の事件は地方裁判所が担当することとなります。

4 土地管轄

日本全国に第一審を担当する簡易裁判所と地方裁判所があることから、どの第一審裁判所に訴えを提起するかに関する管轄です。事件と裁判所の管轄区域を決定する地点を裁判籍と言ひ、裁判籍を管轄する裁判所に管轄が認められることとなります。

(1) 普通裁判籍

事件の内容や性質に関係なく認められる管轄で、被告の住所地を管轄する裁判所に管轄が認められます。

(2) 特別裁判籍

事件の内容を考慮して、普通裁判籍と競合して認められる管轄です。訴えを提起する裁判所として複数の裁判所が候補となり、どの裁判所に訴えを提起するか原告が判断を行うこととなります。特別裁判籍は多数存在する

のですが、ここでは代表的なもののみを取り上げます。

ア 義務履行地

売買契約に基づく代金請求等の財産権上の訴えについては、義務履行地に管轄が認められます。義務履行地について、民法は合意がされていないときは債権者の住所(持参債務)と規定しています。その結果、原告は自らの住所地を管轄する裁判所に管轄が認められます。

イ 不法行為地

交通事故の被害にあっけし不法行為に基づく損害賠償請求を行う等、不法行為に関する訴えについては不法行為があった地に管轄が認められます。

ウ 不動産の所在地

不動産に関する訴えについては、不動産の所在地に管轄が認められます。

(3) 関連裁判籍

他の事件や訴訟手続きと関連することに基づいて、他の事件に関係のある裁判所に管轄が認められます。

具体的には、ある被告に対して複数の請求を裁判で行いたい場合、ある一つ請求について管轄が認められるのであれば、他の請求について管轄が認められない場合でも、まとめて訴訟を提起することができるようになります。

5 合意管轄

書面で合意を行う等の諸条件がありますが、第一審に限り当事者の合意によって管轄を定めることもできます。契約書の記載等で見た事がある方もいらっしゃるかもしれません。

6 応訴管轄

原告が管轄違いの第一審裁判所に訴えを提起した場合でも、被告が管轄違いの抗弁を提出せずに反論等を行った場合(本案について弁論を行った場合)等に、その第一審裁判所が管轄裁判所になります。

7 最後に

「管轄」についてご説明をさせていただきました。複数の管轄が競合して認められることもあり、管轄の選択は悩ましい選択でもあります。私達弁護士も、常に管轄を確認しながら訴訟活動を行っています。管轄についてお悩みの際は、弁護士によくご相談されることをお勧めいたします。